

シフティーン相模原 居宅介護支援事業所

【運営規程】



居宅介護支援事業所
事業所番号:1472609468

シフティーン相模原 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シフトが開設するシフティーン相模原 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次のとおりとします。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- (4) サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- (5) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- (6) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。
- (7) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (8) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 名称 シフティーン相模原 居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 神奈川県相模原市中央区田名 2723 グループハウス相模原田名内

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（常勤、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たります。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（うち1名は、管理者と兼務）
介護支援専門員は、利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とします。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- (3) 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とします。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状態等の評価を通じて、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとします。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
第3条に規定する事業所内の相談室、利用者の居宅、その他必要と認められた場所とします。
- (2) 課題分析の実施
 - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問して行い、利用者及びその家族に面接して、趣旨を十分に説明し、理解を得るものとします。
 - ② 使用する課題分析は居宅サービス計画ガイドラインの方式とします。
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問の実施
 - ① 介護支援専門員の実施状況の把握（モニタリング）にあたっては、月1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をする事とします。
 - ② 介護支援専門員の実施状況の把握（モニタリング）の結果は、1月に1回以上結果を記録。必要に応じて、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。
- (4) サービス担当者会議開催
 - ① サービス担当者会議の開催にあたって、会議を行う場所は、第3条に規定する事業所内の相談室や、関係事業所の相談室など、個人情報保護が図れる場所を活用し、随時開催します。
 - ② サービス担当者会議の開催にあたっては、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集し開催します。居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとします。
- (5) 主な支援内容
居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者・市町村・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料その他の費用の額は、次のとおりとします。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとします。
- (2) 交通費は、次条の通常の事業の実施地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域にお住まいの方も、原則として無料です。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、相模原市全域及び横浜市瀬谷区とします。

(緊急時の対応)

第9条 事故発生時又は緊急事態発生時には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又事故の状況及び事故に際して採った処置については記録し再発防止に努めます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(苦情及び相談に対する体制)

第10条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。

(事故発生時の対応)

第11条 事故発生時又は緊急事態発生時には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録し再発防止に努めます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 第12条を適切に実施するための体制として、担当者を置きます。

(研修の確保)

第13条 介護支援専門員の資質の向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとします。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

(その他運営についての重要事項)

第14条 その他運営についての重要事項は、次のとおりとします。

- (1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
- (3) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社シフトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成29年11月1日から施行します。

附則 この規程は、平成30年2月1日から施行します。

附則 この規程は、平成30年3月1日から施行します。

附則 この規程は、平成30年8月1日から施行します。

附則 この規程は、平成30年11月1日から施行します。

附則 この規程は、平成31年2月1日から施行します。

附則 この規程は、令和2年2月1日から施行します。

附則 この規程は、令和2年11月1日から施行します。

附則 この規程は、令和3年3月1日から施行します。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行します。